

刑事訴訟法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

本問は、いわゆる別件逮捕・勾留の適法性及び余罪取調べの適法性について、法解釈及び具体的事実を摘示しての法適用が適切になされているかを問うものである。法解釈については、別件逮捕・勾留について、本件基準説、別件基準説、実体喪失説等の見解のいずれに立つかを明示したうえで、その内容及び根拠を示す必要がある。その上で、本件事例の具体的事実を摘示し、上記見解に適切にあてはめ、妥当な結論を導くことが求められる。

余罪取調べについては、別件逮捕・勾留とは一応別個の問題であるから、本件における殺人事件の取調べが余罪取調べであることを指摘しつつ、余罪取調べが許容される要件について述べたうえで、本件事実をあてはめ、妥当な結論を導くことが求められる。なお、設問 1 において、違法な別件逮捕・勾留であると認定した場合、違法な身柄拘束に基づく取調べ手続きであるとして、一般的に違法性の承継によって取調べも違法との結論に至ることになると思われるが、この場合にも本件殺人事件の取調べが余罪取調べに該当することについては言及することが望ましい。

以上